

コミットメントライン契約の 印紙税問題が決着

制度調査部
鳥毛 拓馬

国税庁、「コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い」を公表

【要約】

2006年7月19日、国税庁は、「コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い」を公表した。

これまで、コミットメントラインの借入申込書について、印紙税の支払いが必要となる契約書に当たるか否かが問題となっていたところ、今般、基本的に印紙税の支払いが必要である旨が明らかにされた。

また、借入申込書を電子メールやファックスで送信する場合には、印紙の貼付が不要であるとの判断も示された。

本稿では、コミットメントライン契約の概要に触れたうえで、各文書の印紙税の取扱いについてまとめる。

1. コミットメントライン契約とは

コミットメントライン契約とは、貸付人である金融機関が手数料(コミットメントフィー)を徴求することによって、借入人のために一定の期間、一定の融資極度額(コミットメントライン)を設定し、その範囲内であれば借入人は借入れを行う権利を取得し、貸付人は貸付けを行う義務を負担する契約をいう。

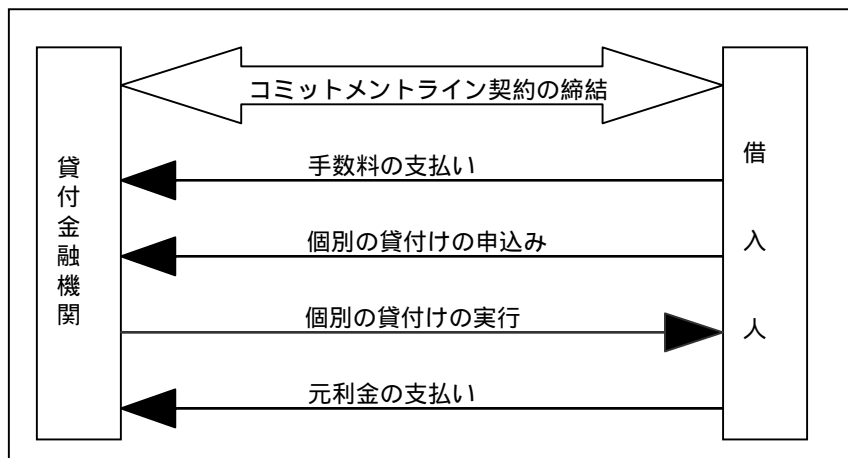
コミットメントライン契約は、借手側にとってみれば必要な額の融資を機動的に受けられ、また、借入金を圧縮できるというメリットがある。他方、貸手側にとってみれば手数料収入が増えるというメリットがある。

日本銀行作成統計によると、コミットメントライン契約の7月末の融資枠は24兆8745億円となり、企業向けの貸出残高の一割近くにまでなっている。

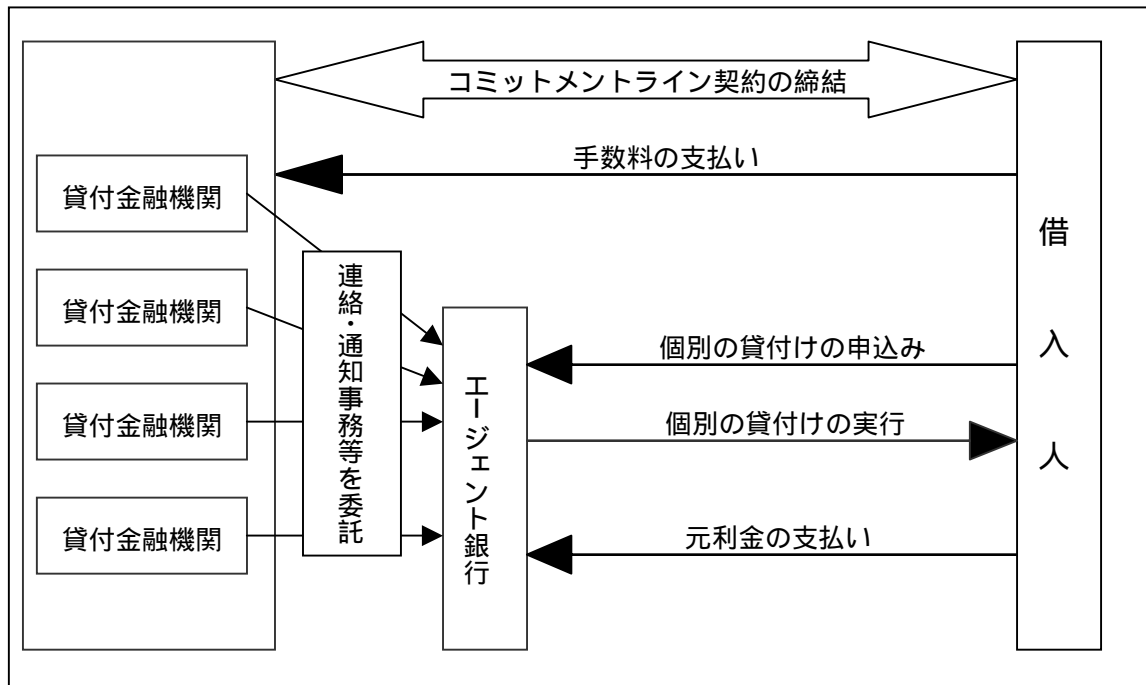
コミットメントライン契約の方法としては、次の二つの型がある。

相対型	借入人と貸付人が個別にコミットメントライン契約を締結する方法
シンジケート型	1通の契約書により、借入人と複数の貸付人が同一の条件でコミットメントライン契約を締結し、かつ、各貸付人がエージェント(貸付人の代理人として借入人との連絡業務等の事務を行う金融機関)にコミットメントライン契約に係る事務を委託する方法

相対型



シンジケート型



(国税庁資料を基に大和総研制度調査部作成)

取引の流れとしては、まず、いずれの契約の場合も借入人と貸付金融期間との間で、融資極度額、借入申込方法、借入金の返済方法等を定めた基本契約書を締結する。借入人は手数料を支払う。

基本契約書締結後は、借入人が貸付人に(シンジケート型の場合にはエージェントを通して貸付人に)借入れの意思表示を行うことにより、個別の貸付けの申込み(「請求書」「借入申込書)」を行う。

これに対し、貸付人は、基本契約書に定められた貸付実行の前提条件の充足を条件として、個別の貸付義務を負担し、貸付けを実行する。

2. コミットメントライン契約締結に際して作成する文書等の印紙税の取扱い

(1) 「相対型」の基本契約書について

まず、「相対型」の基本契約書は、借入人からの申込みにより融資極度額の範囲内で反復して貸付けを行う義務を貸付人が負担することを約する文書であり、消費貸借に関する契約書(第1号の3文書)に当たる。

この場合、契約で融資極度額として定められる額は、実際に行われる貸付金額そのものではないことから、「相対型」の契約書は契約金額の記載のないものとなり、1通あたり200円の印紙の貼付が必要になる。

(2) 「シンジケート型」の基本契約書について

「シンジケート型」の基本契約書についても、消費貸借に関する契約書に当たる点については、「相対型」と同様である。

もっとも、この契約書は、エージェントとなる金融機関と貸付金融機関との間で継続的に行われる委託業務についても定めているので、継続的取引の基本となる契約書(第7号文書)にも当たる。

契約金額の記載のない第1号の3文書と第7号文書の両方に当たる文書は、第7号文書に所属が決定される。

したがって、「シンジケート型」の基本契約書は、第7号文書として1通あたり4,000円の印紙の貼付が必要になる。

(3) 借入申込書等について

これまで、基本契約に基づき、個別の貸付けを受ける際に作成される「借入申込書」や「請求書」(以下、「借入申込書等」という。)が、印紙税法上、課税文書とされるか否かが問題となっていた。

この点、印紙税法基本通達第21条第2項第1号は、申込書等と表示された文書であっても、(イ)申込書の文面上基本契約に基づく申込書であることが記載されていて、かつ、

(ロ) その申込みによって自動的にその申込みに係る契約が成立することとなっているもの、
については、印紙税法上の「契約書」に当たるとしている。

「借入申込書等」は、基本契約を締結した借入人が個別の貸付けの実行を希望する場合に貸付人に対して提出する文書であり、いずれも、「締結された契約の規定に従い、本貸付の実行を要請致します。」との記載があることから、上記(イ)の要件にあてはまる。

また、国税庁の公表によれば、基本契約書に基づく借入申込書等の提出は、消費貸借契約の条件付予約完結権の行使であることから、借入申込書等の提出によって前提条件の充足を停止条件とする消費貸借契約が自動的に成立するものであるとされている。

したがって、「借入申込書等」はいずれも上記(ロ)の要件にもあてはまることになるので、「借入申込書等」は、印紙税法上、課税文書とされることになる。具体的には、借入れの申込金額を記載金額とする消費貸借に関する契約書に当たることになる。

3. FAX やメールを利用して送信する場合等の印紙税の取扱い

借入人から貸付人に文書を交付する代わりに、FAX やメールを利用して送信する場合、また、FAX やメールで送信した後に、持参するなどの方法により改めて正本を交付する場合の印紙税の取扱いについて、国税庁では以下のように示している。

請求書や領収書を FAX やメールにより貸付人に対して提出する場合には、実際に文書が交付されないため、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しない。したがって、印紙税は非課税となる。

また、FAX やメールを受信した貸付人がプリントアウトした文書は、コピーした文書と同様のものと認められることから、課税文書としては取り扱われない。

ただし、FAX やメールで文書を送信後に、改めて、文書を持参するなどの方法により正本となる文書を貸付人に交付する場合には、その正本となる文書は、それぞれ印紙税の課税文書となる。

借入人が保管する FAX 送信用等の文書の原本は、それ自体が貸付人に交付されるものではないので、課税文書には該当しない。

また、その保管している原本を、後日、訴訟等のための証拠書類として提出するために、当該コミットメントライン契約の当事者以外の第三者に交付することがあったとしても、その時点でその保管している原本が、改めて課税文書となることはない。